

行政文書開示決定通知書

山中 理司 様

東京国税局長 美並 義人



令和2年2月10日に請求されました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

行政文書の名称	局長及び総務部長 挨拶回り先名簿 令和元年7月18日現在
不開示とした部分とその理由	別紙のとおり

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国税庁長官に対して審査請求することができます（なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提訴する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日の翌日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

●開示の実施の方法等（裏面の説明事項をお読みください。）

1 開示の実施の方法等

下表に記載した開示の実施の方法の中から、希望する方法を選択してください。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	行政文書の全体について開示の実施を受けた場合の基本額	開示実施手数料
A4判文書 6枚 (6ページ)	①閲覧	100枚までごとにつき 100円	100円	無料
	②複写機により白黒で複写したものの交付	1ページにつき10円	60円	無料
	③スキャナにより電子化し CD-Rに複写したものの交付 (PDFファイル)	CD-R1枚につき100円に、文書1ページごとに10円を加えた額	160円	無料

注) 納付する開示実施手数料は、基本額（複数の開示の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）から開示請求手数料の額を控除した金額となります（当該基本額が開示請求手数料の額までの場合は無料となります。）。

また、スキャナにより電子化したものの交付を希望される場合には、事前に情報公開窓口へ連絡してください。

2 窓口において開示を実施することができる日時、場所

日 時	場 所
令和2年4月16日(木) 9時～17時	東京国税局 総務課（情報公開窓口）
令和2年4月17日(金) 9時～17時	東京国税局 総務課（情報公開窓口）

3 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）

日数「行政文書の開示の実施方法等申出書」が提出された日から1週間後までに発送予定

送付料 120円

※ 送付料については、郵便切手等を御使用ください。

(CD-Rの場合 140円)

(注) 窓口における開示の実施の際には、本通知書を御持参ください。

また、当日都合がつかない場合は、事前に情報公開窓口へ連絡願います。

—— 裏面も御覧ください。

<説明事項>

1 「開示の実施の方法等」について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」に所要の開示実施手数料を納付して、申出を行ってください。

開示の実施の方法は、「1 開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること（例えば、100ページある文書について冒頭の10ページのみ閲覧する等）や部分ごとに異なる方法を選択すること（冒頭の10ページは「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等）もできます。一旦、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます（ただし、その場合は、最初に閲覧をした日から30日以内に、別途「行政文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。）。

窓口における開示の実施を選択される場合は、「2 窓口において開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、御希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、この通知書を送付した情報公開窓口まで御連絡ください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「行政文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の7日前には、当方に届くように御提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「行政文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。

なお、この場合は、開示実施手数料のほかに、送付に要する費用（郵便切手等）が必要になります。

2 開示実施手数料の算定について

(1) 手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

(例) 情報公開窓口において開示請求書を提出した場合

150ページある行政文書を閲覧する場合：

100枚までごとにつき100円 → 基本額200円 → 手数料は無料

150ページある行政文書の写しの交付を受ける場合：

1ページにつき10円 → 基本額1,500円 → 手数料は1,200円

150ページある行政文書のうち100ページを閲覧し、20ページについて写しの交付を受ける場合（残りの30ページは開示を受けない）：

閲覧に係る基本額100円 + 写しの交付に係る基本額200円 = 計300円 → 手数料は無料

(2) 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額（免除）申請書」を提出してください。

(3) 手数料の納付

開示実施手数料は、提出される「行政文書の開示の実施方法等申出書」に相当額の収入印紙を貼って納付してください。

なお、直接、開示請求先の情報公開窓口において「行政文書の開示の実施方法等申出書」を提出される場合には、現金によることもできます。

3 審査請求等

決定について不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に国税庁長官に対して、審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

4 開示の実施について

情報公開窓口における開示の実施を選択され、その旨「行政文書の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、情報公開窓口に来られる際に、必ず本通知書を御持参ください。

不開示とした部分とその理由

○ 局長及び総務部長 挨拶回り先名簿 令和元年7月18日現在

番号	不開示部分	根拠条項	不開示理由
1～18、47、 50、51、54、 58～120	「階数」欄		当該部分には、相手先の所在階数、相手先の窓口の直通電話番号が記載されており、所在階数が公になった場合、相手先の事務を停滞させ得る目的・態様で来訪等がされることにつながりかねず、また、窓口の直通番号が公になった場合、いたずらや偽計目的に使用されるおそれがあり、緊急の連絡や外部との連絡に支障を来すなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため法5条6号に該当することから不開示とした。
1～18、47、 50、51、54、 100、101、 104、106、 109、112、 115、117、 119 19～22	「窓口直通」欄	法5条 6号	当該部分には、相手先個人に関する情報又は窓口担当者に関する情報が記載されており、当該各情報は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、法5条6号に該当することから不開示とした。
23～46、49、	「機関（団体）名称」欄、「役職名」欄、「氏名」欄、「かな」欄、「番地まで」欄、「建物名」欄、「階数」欄、「窓口（担当者）」欄、「代表」欄、「就任年月日」欄及び「前役職名」欄	法5条 1号	当該部分には、相手先個人に関する情報又は窓口担当者に関する情報が記載されており、当該各情報は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、法5条1号に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから不開示とした。
48	「機関（団体）名称」欄、「役職名」欄、「氏名」欄、「かな」欄、「番地まで」欄、「窓口（担当者）」欄、「代表」欄、「就任年月日」欄及び「前役職名」欄	法5条 1号	当該部分には、相手先個人に関する情報又は窓口担当者に関する情報が記載されており、当該各情報は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、法5条1号に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから不開示とした。
52、53	「機関（団体）名称」欄、「役職名」欄、「氏名」欄、「かな」欄、「番地まで」欄、「建物名」欄、「階数」欄、「窓口（担当者）」欄、「代表」欄及び「窓口直通」欄	法5条 1号	当該部分には、相手先個人に関する情報又は窓口担当者に関する情報が記載されており、当該各情報は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、法5条1号に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから不開示とした。

番号	不開示部分	根拠条項	不開示理由
55～57	「機関（団体）名称」欄、「役職名」欄、「氏名」欄、「かな」欄、「番地まで」欄、「窓口（担当者）」欄、「代表」欄及び「窓口直通」欄	法5条 1号	当該部分には、相手先個人に関する情報又は窓口担当者に関する情報が記載されており、当該各情報は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、法5条1号の不開示情報に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから不開示とした。

令和二年九月一日

正本



行政文書の開示の実施方法等申出書

蘇東坡集卷之四

フ リ ガ ナ

氏名又は名称

(法人その他の団体にあっては、
名称、代表者氏名及び担当者氏名)

住所（居所）

一

(法人その他の団体にあっては、
主たる事務所等の所在地)

連絡先電話番号

令和二年四月七日付本局總務第8-148号行政文書開示決定通知書に基づく開示の実施方法等を行政機関の保有する情報の公開に関する法律第14条第2項及び同施行令第11条第2項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

- ## 1 求める開示の実施の方法（又はイを○で開んでください。イを○で開んだ方は、下の表に実施の方法等を具体的に記載してください。）

ア 既報（開示請求書に記載）のとおり

イ 下記のとおり

行政文書の名称	行政文書の種類・数量	実施の方法(該当するものを○で囲んでください)		
局長及び総務部長 挨拶回り先名簿 令和元年7月18日現在	A4判文書 6枚 (b10-ジ)	閲覧	写しの交付	1 全部
		その他()		2 一部()
		閲覧	写しの交付	1 全部
		その他()		2 一部()
		閲覧	写しの交付	1 全部
		その他()		2 一部()

- 2 開示の実施を希望する日（行政文書開示決定通知書にある日から選択してください。）

- ### 3 写しの送付の方法による開示の実施の希望 (有 · 無)

(注)送付を希望される場合は、別途送付に要する費用(郵便切手等)が必要です。同封する郵便切手等の金額

四

※ 開示実施手数料が無料である場合において、開示請求書に記載された開示の実施の方法等に変更がない場合には、この申出書を提出する必要はありません。ただし、開示の実施方法等が「写しの送付」である場合は、行政文書開示決定通知書でお知らせした送付に要する費用（郵便切手等）を提出する必要があります。

開示実施 手数料の額	<p>ここに収入印紙をはってください (消印はしないでください)</p>	 確認印
円		領収番号

局長及び総務部長 挨拶回り先名簿

【令和元年7月18日現在】

順位	担当課係	機関(団体) 名称	役職名	氏名	かな	所在地			窓口 (担当者)	電話番号		就任 年月日	前役職名	局長	総務 部長
						番地まで	建物名	階数		代表	窓口直通				
21	税理士係													<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
22	税理士係													<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
23	国税広報広聴室													<input type="radio"/>	
24	国税広報広聴室													<input type="radio"/>	
25	国税広報広聴室													<input type="radio"/>	
26	国税広報広聴室													<input type="radio"/>	
27	国税広報広聴室													<input type="radio"/>	
28	国税広報広聴室													<input type="radio"/>	
29	国税広報広聴室													<input type="radio"/>	
30	国税広報広聴室													<input type="radio"/>	
31	国税広報広聴室													<input type="radio"/>	
32	国税広報広聴室													<input type="radio"/>	
33	国税広報広聴室													<input type="radio"/>	
34	国税広報広聴室													<input type="radio"/>	
35	国税広報広聴室													<input type="radio"/>	
36	国税広報広聴室													<input type="radio"/>	
37	国税広報広聴室													<input type="radio"/>	
38	国税広報広聴室													<input type="radio"/>	
39	国税広報広聴室													<input type="radio"/>	
40	国税広報広聴室													<input type="radio"/>	
41	国税広報広聴室													<input type="radio"/>	
42	国税広報広聴室													<input type="radio"/>	

担当課係	機関(団体)名称	役職名	氏名	かな	所在地			窓口(担当者)	電話番号		就任年月日	前役職名	局長	総務部長
					番地まで	建物名	階数		代表	窓口直通				
43	国税広報広聴室													○
44	国税広報広聴室													○
45	国税広報広聴室													○
46	国税広報広聴室													○
47	国税広報広聴室	千葉県 教育委員会	教育長	澤川 和宏	さわかわ かずひろ	千葉市中央区市場町 1-1	千葉県庁中庁舎	教育秘書課 総務班 本多	043-223-4015		平成30年4月1日	スポーツ庁 政策課長	○	○
48	国税広報広聴室													○
49	国税広報広聴室													○
50	国税広報広聴室	東京都 教育委員会	教育長	中井 敬三	なかい けいぞう	新宿区西新宿2-8-1	東京都庁第一本庁舎	課長代理(秘書担当) 渡部	03-5321-1111 (内53-005)		平成27年4月1日	財務局長	○	○
51	国税広報広聴室	神奈川県教育委員会	教育長	桐谷 次郎	きりたに じろう	横浜市中区日本大通33	住宅供給公社ビル	総務室応接 河原、大杉	045-210-1111		平成28年4月1日	県産業労働局長	○	○
52	国税広報広聴室													○
53	国税広報広聴室													○
54	国税広報広聴室	山梨県 教育委員会	教育長	市川 満	いちかわ みつる	甲府市丸の内1-6-1	山梨県庁 防災新館	教育委員会義務教育 課主査・指導主事 (櫻井順矢)	055-223-1740		平成30年4月1日	山梨県総合政策部長	○	○
55	国税広報広聴室													○
56	国税広報広聴室													○
57	国税広報広聴室													○
58	監察官室	警視庁	警視総監	三浦 正充	みうら まさみつ	千代田区霞が関2-1-1			03-3581-4321		30.9.14	警察庁次長	○	○
59	監察官室	警視庁	副総監	斎藤 実	さいとう みのる	千代田区霞が関2-1-1			03-3581-4321		30.7.31	神奈川県警 本部長	○	○
60	監察官室	警視庁	総務部長	安田 浩己	やすだ ひろき	千代田区霞が関2-1-1			03-3581-4321		31.4.5	警察庁 会計課長	○	○
61	監察官室	警視庁	交通部長	坂口 拓也	さかぐち たくや	千代田区霞が関2-1-1			03-3581-4321		31.3.22	栃木県警 本部長	○	○
62	監察官室	警視庁	警備部長	小島 裕史	こじま ひろし	千代田区霞が関2-1-1			03-3581-4321		31.1.15	警察庁長官官 房審議官(警備 局担当)	○	○
63	監察官室	警視庁	地域部長	金井 貴義	かない たかよし	千代田区霞が関2-1-1			03-3581-4321		31.2.18	警視庁 総 務部参事官	○	○
64	監察官室	警視庁	刑事部長	大賀 真一	おおが しんいち	千代田区霞が関2-1-1			03-3581-4321		30.7.31	警大副校長兼 本庁長官官房 審議官	○	○

担当課係	機関(団体)名称	役職名	氏名	かな	所在地			窓口(担当者)	電話番号		就任年月日	前役職名	局長	総務部長
					番地まで	建物名	階数		代表	窓口直通				
65	監察官室	警視庁	刑事部参事官	上原 智明	うえはらともあき	千代田区霞が関2-1-1			03-3581-4321		31.2.18	警視庁 刑事総務課長	○	○
66	監察官室	警視庁	刑事総務課長	土山 淳二	つちやまじゅんじ	千代田区霞が関2-1-1			03-3581-4321		31.2.18	警察大学校主任教授	○	○
67	監察官室	警視庁	捜査第二課長	堺 瑞崇	さかいみずたか	千代田区霞が関2-1-1			03-3581-4321		30.8.31	警察庁長官官房企画官兼総務課理事官	○	○
68	監察官室	警視庁	生活安全部長	市村 諭	いちむらさとし	千代田区霞が関2-1-1			03-3581-4321		30.2.19	四国管区 総務監察・広域調整部長	○	○
69	監察官室	警視庁	生活安全部参事官	諏訪 彰弘	すわあきひろ	千代田区霞が関2-1-1			03-3581-4321		31.2.18	警視庁 第七方面本部長	○	○
70	監察官室	警視庁	生活安全総務課長	岩田 康弘	いわたやすひろ	千代田区霞が関2-1-1			03-3581-4321		31.3.15	警察庁生活安全部局調査官	○	○
71	監察官室	警視庁	組織犯罪対策部長	猪原 誠司	いのはらせいじ	千代田区霞が関2-1-1			03-3581-4321		29.9.4	石川県警本部長	○	○
72	監察官室	警視庁	組織犯罪対策部参事官	岡谷 晃治	おかやこうじ	千代田区霞が関2-1-1			03-3581-4321		31.2.18	警視庁 池袋署長	○	○
73	監察官室	警視庁	組織犯罪対策総務課長	飯崎 準	いいざきじゅん	千代田区霞が関2-1-1			03-3581-4321		30.8.31	警察庁警備局付(内閣情報調査室)	○	○
74	監察官室	警視庁	組織犯罪対策第四課長	村瀬 智行	むらせともゆき	千代田区霞が関2-1-1			03-3581-4321		31.2.18	警視庁組織犯罪対策第三課長	○	○
75	監察官室	神奈川県警本部	警察本部長	古谷 洋一	ふるや よういち	横浜市中区海岸通2-4			045-211-1212		30.7.31	警視庁 警務部長	○	○
76	監察官室	神奈川県警本部	総務部長	和智 勉	わち つとむ	横浜市中区海岸通2-4			045-211-1212		31.3.13	神奈川県警伊勢佐木署長	○	○
77	監察官室	神奈川県警本部	警務部長	森末 治	もりすえ おさむ	横浜市中区海岸通2-4			045-211-1212		31.1.10	秋田県警本部長	○	○
78	監察官室	神奈川県警本部	生活安全部長	新田 泰弘	にった やすひろ	横浜市中区海岸通2-4			045-211-1212		31.3.13	相模原市警察部長	○	○
79	監察官室	神奈川県警本部	地域部長	花家 憲也	はないえ のりや	横浜市中区海岸通2-4			045-211-1212		30.3.19	神奈川県警川崎署長	○	○
80	監察官室	神奈川県警本部	刑事部長	久田 誠	ひきたまこと	横浜市中区海岸通2-4			045-211-1212		29.9.4	福岡県警警務部長	○	○
81	監察官室	神奈川県警本部	組織犯罪対策本部長	渡邊 宏	わたなべひろし	横浜市中区海岸通2-4			045-211-1212		30.3.19	警察大学校財務搜査研修センター教授	○	○
82	監察官室	神奈川県警本部	交通部長	中崎 敦	なかざきあつし	横浜市中区海岸通2-4			045-211-1212		31.3.13	神奈川県警鶴見署長	○	○
83	監察官室	神奈川県警本部	警備部長	篠原 英樹	しのはらひでき	横浜市中区海岸通2-4			045-211-1212		30.3.29	警察庁人事課監察官	○	○
84	監察官室	千葉県警本部	警察本部長	早川 治	はやかわ おさむ	千葉市中央区長洲1-9-1			043-201-0110		30.7.31	国土交通省大臣官房審議官	○	○
85	監察官室	千葉県警本部	総務部長	齊藤 憲一	さいとうけんいち	千葉市中央区長洲1-9-1			043-201-0110		30.2.6	千葉県警生活安全部長	○	○
86	監察官室	千葉県警本部	警務部長	阿久津 正好	あくづまさよし	千葉市中央区長洲1-9-1			043-201-0110		30.8.31	警察庁刑事企画課刑事指導室長	○	○

担当課係	機関(団体)名称	役職名	氏名	かな	所在地			窓口(担当者)	電話番号		就任年月日	前役職名	局長	総務部長
					番地まで	建物名	階数		代表	窓口直通				
87	監察官室	千葉県警本部	生活安全部長	延澤 加壽雄	のぶさわ かずお	千葉市中央区長洲1-9-1			043-201-0110		30.2.6	千葉県警地域部長	○	○
88	監察官室	千葉県警本部	地域部長	小見川 裕	おみがわ ゆたか	千葉市中央区長洲1-9-1			043-201-0110		31.2.4	千葉県警柏署長	○	○
89	監察官室	千葉県警本部	刑事部長	曾根 明文	そね あきふみ	千葉市中央区長洲1-9-1			043-201-0110		29.6.2	警察庁捜査支援分析管理官付理事官	○	○
90	監察官室	千葉県警本部	組織犯罪対策本部長	松木 伸二	まつき しんじ	千葉市中央区長洲1-9-1			043-201-0110		31.2.4	千葉県警警務課長	○	○
91	監察官室	千葉県警本部	交通部長	古川 等	ふるかわ ひとし	千葉市中央区長洲1-9-1			043-201-0110		31.2.4	千葉県警船橋署長	○	○
92	監察官室	千葉県警本部	警備部長	武田 一志	たけだ ひとし	千葉市中央区長洲1-9-1			043-201-0110		31.4.1	滋賀県警警務部長	○	○
93	監察官室	山梨県警本部	警察本部長	原 幸太郎	はら こうたろう	甲府市丸の内1-6-1			055-221-0110		30.8.31	警察庁薬物銃器対策課長	○	○
94	監察官室	山梨県警本部	総務室長	比留間 一弥	ひるま かずや	甲府市丸の内1-6-1			055-221-0110		31.3.20	山梨県警笛吹署長	○	○
95	監察官室	山梨県警本部	警務部長	鈴木 康修	すずき やすのぶ	甲府市丸の内1-6-1			055-221-0110		29.3.28	警察庁人事課補佐	○	○
96	監察官室	山梨県警本部	生活安全部長	荒居 敏也	あらい としや	甲府市丸の内1-6-1			055-221-0110		31.3.20	山梨県警南甲府署長	○	○
97	監察官室	山梨県警本部	刑事部長	市川 和彦	いちかわ かずひこ	甲府市丸の内1-6-1			055-221-0110		31.3.20	山梨県警警備部長	○	○
98	監察官室	山梨県警本部	交通部長	功刀 康友	くねぎ やすとも	甲府市丸の内1-6-1			055-221-0110		31.3.20	山梨県警総務室長	○	○
99	監察官室	山梨県警本部	警備部長	窪田 圭一	くぼた けいいち	甲府市丸の内1-6-1			055-221-0110		31.3.20	山梨県警甲府署長	○	○
100	課一・訟務	東京法務局	局長	岩山 伸二	いわやま しんじ	千代田区九段南1-1-15	九段第2合同庁舎	証拠部証務管理官(田中)	03-5213-1234		H30.7.25	旭川地方検察官事務正	○	○
101	課一・訟務	東京法務局	訟務部長	菊池 憲久	きくち のりひさ	千代田区九段南1-1-15	九段第2合同庁舎	証務部証務管理官(田中)	03-5213-1234		H29.4.1	東京高裁判事	○	○
102	査察管理課	法務省	事務次官	辻 裕教	つじ ひろゆき	東京都千代田区霞が関1-1-1			03-3580-4111		31.1	法務省刑事局長	○	○
103	査察管理課	法務省	大臣官房長	川原 隆司	かわら りょうじ	東京都千代田区霞が関1-1-1			03-3580-4111		31.1	最高検査事務官	○	○
104	査察管理課	法務省	刑事局長	小山 太士	おやま たいじ	東京都千代田区霞が関1-1-1		刑事局刑事課財務係長	03-3580-4111		31.1	法務省大臣官房長	○	○
105	査察管理課	法務総合研究所	所長	大塙 亮太郎	おおば りょうたろう	東京都千代田区霞が関1-1-1	赤レンガ		03-3580-4111		31.1	最高検公判部長	○	○
106	査察管理課	最高検察庁	検事総長	稻田 伸夫	いなだ のぶお	東京都千代田区霞が関1-1-1		秘書係長	03-3592-5611		30.7	東京高檢事長	○	○
107	査察管理課	最高検察庁	次長検事	堺 徹	さかい とおる	東京都千代田区霞が関1-1-1			03-3592-5611		30.7	仙台高檢事長	○	○
108	査察管理課	最高検察庁	刑事部長	落合 義和	おちあい よしかず	東京都千代田区霞が関1-1-1			03-3592-5611		30.2	さいたま地検事正	○	○

No.	担当課係	機関(団体) 名称	役職名	氏名	かな	所在地			窓口 (担当者)	電話番号		就任 年月日	前役職名	局長	総務 部長
						番地まで	建物名	階数		代表	窓口直通				
109	査察管理課	東京高等検察庁	検事長	黒川 弘務	くろかわ ひろむ	東京都千代田区霞が関1-1-1			秘書係長	03-3592-5611		31. 1	法務省事務次官	○	○
110	査察管理課	東京高等検察庁	次席検事	山上 秀明	やまかみ ひであき	東京都千代田区霞が関1-1-1				03-3592-5611		30. 7	東京地検次席検事	○	○
111	査察管理課	東京高等検察庁	刑事部長	和田 澄男	わだ すみお	東京都千代田区霞が関1-1-1				03-3592-5611		R1. 7	東京地検公判部長	○	○
112	査察管理課	東京地方検察庁	検事正	甲斐 行夫	かい ゆきお	東京都千代田区霞が関1-1-1			秘書係長	03-3592-5611		29. 9	最高検刑事部長	○	○
113	査察管理課	東京地方検察庁	次席検事	久木元 伸	くきもと しん	東京都千代田区霞が関1-1-1				03-3592-5611		30. 7	最高検検事	○	○
114	査察管理課	東京地方検察庁	特別捜査部長	森本 宏	もりもと ひろし	東京都千代田区霞が関1-1-1				03-3592-5611		29. 9	東京地検総務部長	○	○
115	査察管理課	横浜地方検察庁	検事正	中原 亮一	なかはら りょういち	神奈川県横浜市中区日本大通9	横浜法務合同庁舎		秘書係長	045-211-7600		30. 7	最高檢公安部長	○	○
116	査察管理課	横浜地方検察庁	次席検事	竹内 寛志	たけうち ひろし	神奈川県横浜市中区日本大通9	横浜法務合同庁舎			045-211-7600		31. 1	東京地検刑事部長	○	○
117	査察管理課	千葉地方検察庁	検事正	北村 篤	きたむら あつし	千葉県千葉市中央区中央4-11-1	千葉第2地方合同庁舎		秘書係長	043-221-2071		30. 2	広島地檢検事正	○	○
118	査察管理課	千葉地方検察庁	次席検事	清野 憲一	きよの けんいち	千葉県千葉市中央区中央4-11-1	千葉第2地方合同庁舎			043-221-2071		30. 6	東京地檢公判部長	○	○
119	査察管理課	甲府地方検察庁	検事正	宮川 博行	みやがわ ひろゆき	山梨県甲府市中央1-11-8			秘書係長	055-235-7231		30. 10	公安調査庁総務部長	○	○
120	査察管理課	甲府地方検察庁	次席検事	河原 将一	かわはら しょういち	山梨県甲府市中央1-11-8				055-235-7231		30. 10	東京地檢検事	○	○

[共通(その他) 軽易な事項に係る意思決定又は確認を行うための書類 曆 1年]